

令和 3 年 6 月 28 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2020

課題番号：16K03024

研究課題名(和文)大宝令の独自性からみた慣習法の研究

研究課題名(英文)The study of customary law seen from uniqueness of Taiho Code

研究代表者

服部 一隆 (HATTORI, Kazutaka)

明治大学・研究・知財戦略機構(駿河台)・研究推進員

研究者番号：20440175

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：基礎データとして、中日学者《天聖令》研究論著目録(1999-2017)の日本部分を公表した。

大宝令の公民制に関する日本独自規定が各編目の末尾だけでなく、冒頭にも存在し、それが7世紀後半に実施されていたブレ律令制の実態と合致することを指摘した。これらは、首長制の慣習を法制化したものである。地方行政単位の成立過程として、房総三国について、上総地区が「ふさ」の中心で、房総半島の統合と考えるべきことを指摘した。

公民制の中心はヒト・モノから土地へと移っていき、田図が重要な役割を果たしていくという展望を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

大宝令の中核となる公民制について、新たに規定された独自部分(徴税・貢納・労役など)が明らかになった。これらは首長制による慣習法に基づき、大宝令において体系的法典として制定された。律令制国家は、首長制に基づいたヒト(戸籍)・モノ(調庸・稲)の支配を中核としていたが、8世紀中頃以後に条里制による土地管理が進み、ヒト・モノから土地の支配へと進展していった。

これらの事実は、日本古代史だけでなく、東アジアにおける日本社会を理解するためにも重要である。

研究成果の概要(英文)：I published Catalogue of Chinese and Japanese scholars' research works on "Tien-sheng leng" (1999-2017) as basic data.

I pointed out uniqueness of Taiho Code related Public civil system exists not end but also beginning and it match Pre-Ritsuryo system was being carried out Late 7th century in Japan. It legalized the custom of the chief system. And I pointed out local line establishment process of Boso three-country. Boso Peninsula was integrated around Kazusa.

I showed the prospect of Center Public civil system moving from people and things to land, in addition Paddy map played an important role.

研究分野：人文学

キーワード：史学 日本史 古代史

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2006年に北宋天聖令が全文公開され、そこには日本令が手本とした唐令が含まれていたことから、新たな日唐比較が可能となった。その結果、日本令の体系性は大宝令で完成したことが明らかとなった。そこではまず大宝令と唐令の共通性が議論され、次に大宝令の独自性が検討された。2015年には、大宝令の独自性が生じた理由が論点となっていた。

2. 研究の目的

(1)大宝令の独自性の理由を探るため、慣習法の分析を実施する。古代慣習法に関する研究文献収集と文献データベース化、古代慣習法に関する一次史料の収集とデータ集成、考古学研究による在地社会データの収集を踏まえた上で、大宝令の日本独自性の要因を分析し、大宝令独自性およびその後の展開の分析から日本古代の在地支配における慣習法を解明する。

(2)人間集団の把握や貢納経済が中心である7世紀においては、戸令・賦役令に関する研究を中心として大化改新まで遡り、田令に関わる稲の収取である貸稲についても併せて検討する。土地支配が中心となる8世紀以後については、田令・条里制および初期荘園について検討する。さらにこれらと関連する出土文字資料を検討するとともに、考古資料も題材とする。とくに集落(戸令)・生産(賦役令)・条里地割(田令)の研究からは文献史料では全くわからない在地社会の実態を表すものが多いので、比較の対象とする。

3. 研究の方法

(1)基礎データの作成 法制研究として、律令(戸令・田令・賦役令)・慣習法関連文献および史料(単行法・令集解)の収集、実態研究として、一次史料(考古資料...木簡・墨書土器・文字瓦・集落・条里)・(古文書...田図・荘園図・東南院文書)に分けて作業を進める。

(2)大宝令独自性の要因分析 収集文献を整理・分析しながら一次史料との比較により大宝令独自性の要因分析を実施する。大宝令の独自部分について、法文だけではなく実態との関わりの中からその要因を分析していく。例えば、大宝令で租が賦役令から田令へと変更になったこと、賦役令には唐にはない調雑物や調副物などがあること、戸令で五十戸一里や応分条などのように唐令を大幅に変更したものなどである。

(3)古代における慣習法の解明 大宝令独自性の要因およびその後の展開の分析から、日本古代の在地支配を中心とした慣習法を解明する。大宝令の独自部分分析によって明らかになった諸事象から、古代の慣習法を解明していく。例えば、田令では「貸稲」「令前租法」や「条里」など唐令にないもの、賦役令では、調副物や贄の論理、戸令では、庚午年籍やそれ以前における人間集団の管理などである。

4. 研究成果

(1)天聖令・大宝令研究の整理

天聖令関連文献および大宝令関係文献を収集・整理し、研究の現状を把握した。

『天聖令』日本語研究文献目録(2010~2017)および牛来穎氏との共著で、中日学者《天聖令》研究論著目録(1999-2017)として公開した。

戸令・田令・賦役令の大宝令文献データを収集・作成し、研究の現状を把握した。成果は研究論文に活用できた。

(2)大宝令(戸令・田令・賦役令)への慣習法規定方法の解明

日本古代における人民支配のしくみは公民制とされる。浄御原令以前に朝鮮半島を經由して継受した「プレ律令制」(独自性・慣習法)が大宝令にどのように規定されたかを検討し、戸令・田令・賦役令の冒頭条文には、五十戸を単位とした調庸の徴収および町を単位とした田租の徴収が規定されているということが明らかになった。これを大宝令作成の側面からみると、七世紀に機能していた、拠点・徴税単位としての評・五十戸(里)、貢納物としての調・贄、労働力徴発とその食料としての仕丁・養、稲の収取制度である令前租法・貸稲などを再編し、唐令の配列を変更して冒頭条文に規定していることになる。その際、各編目や配列に規制され、仕丁は賦役令の末尾へ、貸稲は出挙として雑令へと移動されるなどの変更があることが指摘できる。

(3)大宝令の編纂方法の解明

大宝令の編纂について、天聖令を使用した大宝令の復原によって検討する。その結果、唐令の枠組みを活用し、不要部分を削除・簡略化、固有法に書き換え、書き換えでは入らない固有法を挿入する方針があることを論じた。また編目別には、実態に合わせた部分と青写真(設計図)の部分が存在あることを指摘した。編目・条文配列を考慮していることから、唐令の構造を理解しており、漢代の用語を使用していることから、漢を手本とする唐の(法)思想を理解していることがわかる。大宝令は唐令に准拠した法典で、大宝令が完成した『日本書紀』成立時には完成した法典と考えられていた。

(4)古代の「国」成立過程の解明 房総三国を題材として

近年出土の木簡によって、①上総・下総は、七世紀の「上掾」「下掾」から八世紀初頭に「上総」「下総」に変化したこと、②安房については、「阿波」（八世紀初頭以前）「阿幡」（八世紀前半の短期間）「安房」（安房国分立以後）の変化があることを確認し、③特殊な「阿幡」の「幡」字は『原本系玉篇』等の類書から採られ、「好字」は当初中国古典に出典がある文字とされていた可能性があることを指摘した。さらに房総三国の諸書における記載を比較すると、「毛野」との比較から「総」は本来のちの「上総」地区を表す可能性が高いこと、『日本書紀』には、古東海道から安房郡に到達するルート、『古語拾遺』には、古東海道から陸路上総から下総へ到達するルート、『高橋氏文』には、東海道変更後の交通ルートが反映されている可能性があることを論じた。最後に上記の検討から、「ふさ」の分割というより、まとまりのない房総半島を「ふさ」として統合しようとした可能性の方が高いのではないかという提言をする。つまり、慣習との関連で言えば、房総のような沿海国は、ヤマト王権と直接繋がることのできるため、多くの国造（小国造）が存在していて地域としての大きなまとまりがなかった。「国」を成立させるためには、それらを統合する必要がある、それが「ふさ」であった。

(5)慣習法と首長制の関連についての提言

律令の独自性の基になった慣習法は在地首長制の慣習と関連が深いことを提言する。在地首長制は石母田正によって提起された、未開社会において国家が急速に成立する枠組みであり、それを可能とした条件として対外的契機を挙げる。本研究では、国家の指標を官僚制と租税制とし、郡司による租税の請負、多様な地域の支配形態を一元的に説明するための作業仮説として、在地首長制はなお有効であることを論じた。また、列島の地域性と支配を関連づける必要があり、地域の差異としては、畿内が7世紀に先進的支配を試行し、文字支配や「町」地割が存在して、王権直轄のミヤケ（屯田・官田）などの運営も可能であり、西国は畿内地区とともに強固な支配が実施されていた。それに対し、東国は畿内の勢力（皇族・豪族）と個別に繋がっており、自立した勢力から徴税するためには請負者が必要である。地形の差異については、平野地区は「町」もしくは条里地割が形成でき、口分田の班給や出挙などが可能である。それに対し、山地・海浜地区は、口分田が不足・不存在で、稲が収穫できなければ租・出挙の負担はなかった。立地の差異について、郡家近辺には条里地割が存在する 경우가多く、稲作可能地区に郡家（評家）を設置するのは、官人の食料および運営費のために水田が必要であった。まとめると、畿内近辺の平野部だと律令制どおりに施行されたという想定も可能だが、東国や山地・海浜地区には、徴税請負者がいたとの想定の方がよい。したがって、畿内の平野部以外を含んだ支配構造において、在地首長を措定する仮説は有効である。

(6)古代集落の形成と展開について 下総国印旛郡を中心に

戸令の郡・里（郷）という行政単位の実態について、日本でも指折りの発掘面積である下総国印旛郡（現千葉県印旛地域）について、房総古代学研究会の協力を得て、古墳時代から平安時代までの集落変遷を検討し、私も「印旛地区と古代の里（郷）」の報告を実施した。その結果、以下のことを確認した。律令の里は、7世紀後半当初は「五十戸」と呼ばれ7世紀末に「里」に変化する。その性格は徴税単位で、名称は地名に基づくが、集落と対応するかは不明で、8世紀前半の郷里制から郷制にかけて1郡に1余戸が存在する制度になると、郷の固定化と定着が進む。集落の変遷については、文字瓦にある地名からは、集落との一致は考えられず（白井久美子）『和名類聚抄』の郷名は8世紀後半遺構の郡郷を反映している可能性が高い（天野努）。古墳時代の印波は後の印旛郡・埴生郡・香取郡域にわたるが、その中心は、印旛郡から埴生郡に移動する。集落は印旛沼東岸から西岸に広がっていくが、印旛沼周辺全域とくに村神郷周辺が開発され、基になった集落がある場合が多い（加藤貴之）。印旛沼南部の集落は、印旛郡との関係が深い山梨郡・物部郡が千葉郡に入れられている（栗田則久）。これは、郡内の郷数を均一化する意図が働いたためではないかと考えられる。印旛沼南東部の長隈郷は郡司「丈部直」の支配郷で、初期荘園と考えられる飯積原山遺跡についても経営に関わったとされる（木原高弘）。これらは、戸令の郡・里（郷）について、具体的な集落の変遷によって、慣習法との関係に見通しがついた。

(7)校班田の変遷について 『延喜式』民部省式を中心に

田令には、班田の手続きが規定されているが、当初は「田文」といわれる帳簿を使用して実施されていた。奈良時代前半から中頃の天平期になって、「田図」「田籍」という公的な帳簿が作成されるようになり、具体的な実施方法は『延喜式』民部省式に規定される。民部上122には、見嘗田（可耕地）を校田する規定があるが、その前提には田図による改正があり、期年に国内の田数を校定し当年の見口と総計した。民部上123には、校田帳（校田結果）と授口帳（授田する人…戸籍の代わり）を使用することになっており、期年に班年するのは、六年一班が前提になっていない。民部上124は、校田・授口帳を班田帳と比較しており、見嘗田の定数化を図っている。民部上125は、校田により見嘗田が減少しないようにしており、大帳の返却手続きを準用している。民部上126は校田時に授口帳を提出するに際し、大帳と授口帳の男数が等しくなければ返却するとし、大帳から男数を減少させないようにしている。このように、大宝令にあった戸籍・班田・徴税の関連が天平以後から平安時代にかけて崩れていくことが判明した。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

引用文献

天野努「印旛地域の郡・郷と集落」『千葉史学』76、2020年
白井久美子「「印波」龍角寺古墳群とその時代」『千葉史学』76、2020年
加藤貴之「印旛沼東岸・西岸の古代集落」『千葉史学』76、2020年
栗田則久「印旛沼南岸の古代集落」『千葉史学』76、2020年
木原高弘「酒々井地区の集落」『千葉史学』76、2020年

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 服部一隆	4. 巻 75
2. 論文標題 房総三国の成立について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 千葉史学	6. 最初と最後の頁 9 - 28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 服部一隆	4. 巻 838
2. 論文標題 大宝令にみえる公民制の日本独自規定 戸令・田令・賦役令の冒頭条文	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 5件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 服部一隆
2. 発表標題 古代の郡と郷をさぐる
3. 学会等名 第47回古代史サマーセミナー
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 服部一隆
2. 発表標題 律令制と地域 班田制を中心として
3. 学会等名 第3回「災害文化と地域社会形成史」研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 服部一隆
2. 発表標題 近年の牧研究とその文献
3. 学会等名 千葉歴史学会古代史部会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 服部一隆
2. 発表標題 『令集解』古記と大宝令・養老令
3. 学会等名 法史学研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 服部一隆
2. 発表標題 大宝令の編纂
3. 学会等名 皇學館大学人文学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 服部一隆
2. 発表標題 律令公民制の実態と在地首長制
3. 学会等名 日本史研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 服部一隆
2. 発表標題 木簡にみる房総三国のはじまり
3. 学会等名 千葉県文化財保護協会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 服部一隆
2. 発表標題 大宝令にみえる公民制の日本独自規定について 戸令・田令・賦役令の冒頭条文を中心として
3. 学会等名 千葉歴史学会大会（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 服部一隆
2. 発表標題 近年の初期荘園研究について
3. 学会等名 房総古代学研究会・千葉歴史学会古代史部会合同例会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------